

神戸市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則（案）及び
神戸市港湾緑地における緑地行為審査基準改正（案）の概要について

1. 規則改正の趣旨

神戸港内の港湾施設である緑地において、神戸市港湾施設条例（昭和48年4月条例第13号）第28条の2第2項の許可を受けようとする者の手続きをさらに円滑にすることを目的として、神戸市港湾施設条例施行規則（昭和48年4月規則第11号）及び緑地行為審査基準の一部改正を行います。

2. 改正案の概要

- (1) 緑地における行為の許可の申請について、市長が特に必要があると認める場合は、行為をしようとする日の1年前から受け付けることとします。
- (2) 市長が特に必要があると認める場合について、次のとおり規定します。
 - ① 市が主催共催する催し、または後援名義がある等の公共性公益性の高い催しであること。
 - ② 過去の実績等で1万人以上の集客が見込まれ、かつ、開催の準備期間に相当の期間を要すると解される催しであること。
 - ③ その他特に必要があると認めるもの。

3. 施行予定日

令和2年10月1日（予定）